

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域は、政令で指定することとされており（法第 2 条第 2 号）、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号。以下「区域令」という。）で指定されている。

消防庁では、都道府県に対して特別防災区域の状況について毎年調査を行い、特別防災区域の指定を変更する必要がある場合に区域令の改正を行っている。

今年度の調査の結果、中国電力（株）下松発電所の危険物屋外タンクの一部廃止に伴う石油貯蔵・取扱量の減少により、特別防災区域として指定する基準を満たさなくなった下松地区についてその指定を解除する等の必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定させる日）について基準日を令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 1 日に変更する。

(2) 区域の変更等

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
3	室蘭地区	北海道	区域表示の変更
5 3	下松地区	山口県	指定解除
5 4 ～ 7 2 の 2	周南地区～志布志地区	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県	下松地区の指定解除に伴う地区番号の変更
7 5	小那覇地区	沖縄県	地区番号の変更

(3) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）別表第 3 について同表において特別防災区域のうち、広域共同防災組織を設置することができる区域を定めているが、本政令案により下松地区について特別防災区域の指定が解除されることに伴い、同地区を同表から削除し、周南地区から志布志地区まで及び小那覇地区について地区番号が変更されることに伴い、同表において地区番号を改める改正を行う。

2. スケジュール

閣議 令和 5 年 2 月 24 日（金）
公布 令和 5 年 3 月 1 日（水）
施行 公布の日の翌日

3. 意見公募手続

本案は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項第 4 号に該当することから、意見公募手続は実施しない。